

にかほ市の公共施設等における受動喫煙対策に関する指針

平成31年3月18日策定

1 背景

にかほ市では、「第3期健康にかほ21計画」において、喫煙を含めた生活習慣による健康への影響を市民の健康課題の一つとして位置づけ、各種保健事業を実施している。

にかほ市における死亡原因は、悪性新生物（がん）、心疾患及び脳血管疾患といった生活習慣病の割合が高く、これらの疾患による死亡率は秋田県平均を上回っている。喫煙はこれらの疾患の大きなリスク要因となっており、特に受動喫煙については、正しい知識の普及を図り、その防止に向けた取り組みが必要となっている。

平成30年7月に改正された健康増進法では、学校、病院、児童福祉施設等並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎は、第一種施設に区分され、原則敷地内禁煙であるものの、その他の施設は、第二種施設に区分され、原則建物内禁煙とされている。

一方、秋田県は、行政機関の庁舎等における敷地内禁煙については、屋外喫煙所を設置しないよう努めることとするなど、改正法よりも厳しい考え方により、受動喫煙対策を進める方針を打ち出している。

こうした秋田県の方針や本市の現状、そして子どもや未成年者への配慮の必要性などを踏まえ、本指針の基本方針としては、市の公共施設等を「受動喫煙ゼロ」の環境とするために、健康増進法に定める受動喫煙対策よりも拡充して実施するものとする。

2 目的

本指針は、健康増進法に基づき、市の公共施設等における受動喫煙対策について定め、これを推進することにより、市民をはじめとする利用者及び公共施設等で勤務する職員の健康の保持増進を図り、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

3 定義

1) たばこ

紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこのこと。電子たばこや無煙たばこ（かみたばこ、かぎたばこ）は除く。

2) 公共施設等

市有または市管理の屋内施設（市営住宅等を除く）、屋外施設（道路・橋梁等を除く）及び車両

3) 公共施設等管理者

公共施設等を所管する課等の長

4) 受動喫煙

他人の喫煙によりたばこから発生した煙や、他人の喫煙後の吐息や身体・衣服等に

付着した粒子などに含まれる有害物質にさらされること。

5) 敷地内禁煙

公共施設等の建物内及び敷地内における喫煙を禁止すること。

6) 建物内禁煙

公共施設等の建物内における喫煙を禁止すること。(ただし、国が定める基準を満たした屋内喫煙専用室を設置可)

7) 車内全面禁煙

公用車内における喫煙を全面的に禁止すること。

8) 職員等

市の職員（臨時職員、非常勤職員を含む）のほか、委託または委託先からの派遣により、公共施設等の管理業務にあたる者（いわゆる管理人等）を含む。

9) 勤務時間内禁煙

職員等について、休憩時間を除く勤務時間中の喫煙を禁止すること。

4 基本方針

1) 公共施設等は、原則として敷地内禁煙とする。

2) 敷地内禁煙が困難な屋内施設は建物内禁煙とする。

3) 敷地内禁煙が困難な屋外施設においては、できるだけ受動喫煙を生じさせないように配慮する。

4) 公用車内は、移動中も含め全面禁煙とする。

5) 職員等は、勤務時間内禁煙とする。

6) 公共施設等管理者は、市民など施設利用者に対し、受動喫煙対策の具体的措置及び趣旨について周知を図り、理解と協力を得るものとする。

5 実施者

職員等及び公共施設等管理者

6 受動喫煙対策の推進

別紙「受動喫煙対策行動計画」に基づき推進する。

7 実施時期

1) この指針は、平成31年7月1日から適用する。

ただし、4の5) 職員の勤務時間内禁煙は、平成31年4月1日から実施し、4の

6) 市民など施設利用者に対する周知は、策定の日から適用する。

2) この指針は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行う。

受動喫煙対策行動計画

施設・区域等の区分		具体的な施設等	考え方	とるべき措置
屋内施設	行政事務を処理する庁舎、健康運動関連施設、及びその他公共性の高い施設	庁舎（市役所、ガス水道局、消防本部） 公民館、勤労青少年ホーム 体育館、武道館 スポーツ宿泊研修センター B&G 海洋センター 白瀬南極探検隊記念館 郷土資料館、公会堂 老人憩の家、鶴泉荘 労働者研修センター 構造改善センター 都市農村交流センター 生活改善センター 農村公園（パオ） 斎場、環境プラザ 廃棄物最終処分場 など	法において、地方公共団体には、住民の健康を確保する観点から、受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努める責務が課されており、自ら管理・運営する施設においては、受動喫煙対策をより一層高めた措置を講じる必要がある。 公共性が高く、市民等が日常生活や、行政上の手続きなどの必要により利用する施設は、たばこの煙から利用者を守る必要がある。 健康増進や運動を奨励する目的や趣旨で設置された施設は、受動喫煙対策の徹底が必要である。	敷地内禁煙 ※屋外喫煙所設置なし
	子どもや未成年者、妊産婦、患者など、健康影響が大きい者が使用する施設	フェライト子ども科学館 総合福祉交流センター 保健センター	子どもや未成年者、妊産婦が利用する施設や、有病者等が診察や治療のために利用する施設は、特に配慮が必要である。	
	その他の施設	にかほつと、ねむの丘 はまなす、銚立・稲倉山荘 銚立ビジターセンター ひばり荘、奈曾の白滝公園 展示作業交流施設 駅舎、図書館こびあ など	敷地内禁煙が望ましいが、観光客・レジャー客の利用や、収益性への配慮が必要である。 全駅舎を敷地内禁煙とするには、JRとの調整が必要となる。	建物内禁煙 ※屋外での受動喫煙防止に配慮
	子どもや未成年者など、健康影響が大きい者が使用する施設	運動公園、屋外プール スポーツセンター 各グラウンド、各野球場 サイエンスパーク、南極公園 農村公園 など	子どもや未成年者が利用する施設は特に配慮が必要である。 健康増進や運動を奨励する目的や趣旨で設置された施設は、受動喫煙対策の徹底が必要である。	敷地内禁煙 ※屋外喫煙所設置なし
その他の施設	キャンプ場、海水浴場 スキー場、河川公園 など	敷地内禁煙が望ましいが、レジャー利用への配慮も必要である。 敷地内禁煙が困難な場合は、代替策の検討が必要である。	受動喫煙の防止に配慮	
公用車内	市有及び市管理の車両	同乗者の受動喫煙のリスクが大きいので特に配慮が必要である。	車内全面禁煙	
イベントや行事等の会場	参加者・来場者ができるだけ、たばこの煙にさらされないよう配慮が必要である。		受動喫煙の防止に配慮	
勤務中の職員等	職場の同僚や市民等の受動喫煙の防止と、喫煙者自身の健康増進に配慮する必要がある。		勤務時間内禁煙	